

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年7月13日(木) 16時00分～

2 場 所 田布施町役場 3階会議室A B

3 出席者 委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☐ 欠席☒

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☐ 欠席☒

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☐ 欠席☒

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に

係る意見聴取について

報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 今井 清弘

署名委員 小坂 竜一

議長 ただ今から、令和5年第7回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に今井委員と小坂委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見聴取について』

『報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について』
を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 （議案の修正）

説明に入る前に、議案内容に一部訂正がございます。2ページ目の、「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」6番の箇所の、麻郷牛田1102-6及び1102-7の農地区分が第三種となっておりますが、正しくは第二種となりますので、訂正をお願いいたします。それと、もう一カ所、同じく2ページの「報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について」1番の箇所も、同じく農地区分が第三種となっておりますが、正しくは第二種ですので、訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。それでは説明に戻ります。ページ番号4と5を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南西1.9kmに位置する第二種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設

備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明は行っているとのこと。地元住民の中には、景観が損なわれる等の理由から一部反対をされている方もおられるようですが、農業委員会としては、あくまで農地法をもとに、農地転用の可否の判断を行う必要があります。転用することにより、周辺の営農している農地に悪影響がないか等の、従来通りの視点からご審議いただけたらと思います。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

南委員 この地区は私の、矢蔵という地区ですので、まずはじめに私の方から説明させてください。実は今話がありましたように、一部の住民の方が反対をされておるということで、行政書士の方から今までの説明の経緯、そして反対されている方のお名前、5軒の方のお名前が出ております。これらは、私が全て知っている家でしたから、それぞれ説明に上がりました。4ページの図面の左側の●●さん、■■さん等が関係者なのですが、あの特に●●さんは家の目の前が太陽光発電になると嫌ということで、先月の総会でも目の前の農地を購入されたということがあったかと思います。そしてそこに、果樹等を植えて少しでも景観を良くしようということがありましたが、その関係で反対されておりましたけれども今事務局から話がありましたように、法律上のいろんな条件を照らし合わせて不備がないため、農業委員会としては認めざるを得ないのですが、いかがでしょうかということで、話をしに行きました。まあそういうことならですね、仕方ないのということで、理解いただきました。で、その上の■■さん方の家も、その家の上の方にも太陽光発電があります。これはおとしあたりにあった事案で、この■■さんも家の裏、高いところですからね、排水が家に来ちゃ困るので、排水を良くしてもらったら認めましょうといったことがありました。そういう形で、太陽光発電に関してはですね、いろいろシビアに考えておられる方が多いのですが、今回の反対されている方全員の元に

私の方から説明に行ったら、まあそういうことなら仕方ないなということで、ご了解いただきました。したがって、強行して反対して、どうしてもいけんというような感じではないので、そういうことで了解いただいたということを報告いたします。私の方から意見は以上です。塩田さん、何かありましたら。

塩田委員 申請地につきましては、近くに太陽光発電設備もありますので、問題はないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。はい、小坂委員。

小坂委員 あの皆様いろいろ心配されていると思うんですけど、先程言ったように■■■さんの上にも太陽光が1つ出来ていると、で、水が流れたら困る、排水をしっかりとってくれ、で、出来たから問題ありませんよということで。で、なら、当然この今回の申請地の方も排水の方、ちょっと図面見てもよく分からんけ、教えてもらえませんか。

事務局 はい、排水の件についてですが、こっちの5ページの図面に、すいません分かりにくくて申し訳ありませんでしたが、この矢印の方に水が流れていきます。で、南側にこの色が濃いところ、これ水路が通っております。で、こちらに流れていきます。最後に、ここ分かりにくいのですが、一番右の矢印の一番下、水利計算測定値についてです。これが、3000 m²を超える事業の場合、今回でいったら、6000 ぐらいの太陽光事業になっているのですが、その場合は水路にどれだけの水が流れるか、水路が壊れないような、計算書を出すように農地法で定められております。で、今回は、その水利計算書を出してもらっております。で、当然にうちの建設課の方で、その数式が正しいかどうかについては、検証をしておりますして、問題ないということで、建設課からも回答を得ております。以上です。

小坂委員 はい、ありがとうございます。

南委員 はい、今井委員。

今井委員 あの、太陽光発電の許可を与えた後管理については、それはどこが

やるんですか。例えば、いろいろと太陽光発電設備を見ると、ちゃんと管理しているところもあれば、草がボーボーになっているところも中にはありますよね。その管理はどこがやるわけですか。

事務局 はい、管理については、当然設置者がやります。

今井委員 やるんですけど、やらない場合のケースはどこが注意したりするんですか。

事務局 やらない場合については、町で言えば環境係が今主管でやっております。で、環境係については、いわゆる太陽光のガイドラインを設置している部署になっておりまして、環境係の方に地元との協議結果報告書等の提出を今しているところです。あの、今井委員が言われるような地元からこう、管理してほしい、草がボーボーだという場合には環境係に一報いただいて、環境係が現地確認をします。で、太陽光設置する場合には、必ず維持管理の連絡先を記入するように法律で決められておりますので、その看板を見てその管理者に環境係から電話をして、維持管理をしっかりとやるようにということで、指導をしている状況です。

今井委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6と7を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西250mに位置する第三種農地です。位置は5条ー2で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイ

ドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。また申請地は、田布施川の河川保全区域に該当しておりますが、今回区域内にて事業行為を行うにあたり、河川管理者である山口県より事前に許可を受けていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、事業行為がもう既に済んでいるということで、問題はないと思います。で、すぐ近くにですね、幼稚園がありますので、施行される場合は、小さい子供が入らないようにしっかりとフェンスをしてもらったらいと思います。

南委員 私も問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8と9を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より北2.5kmに位置する第二種農地です。位置は5条-3で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 問題ありません。

重森委員 この近くにもう既に太陽光発電がありますので、別に問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。したがって、議案第1号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10と11を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南西1.1kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー4で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、もう既に近くに太陽光発電設備があります。で、圃場整備の地域にも入っておりませんので、問題はありません。

南委員 えっと、実はですね、これの北側、上の方はもう全て圃場整備の地区になってます。で、ここがなんで入らなかったのかというと、3m位高いんですね。で、高いのをまた工事をしたら、単価が高くなるので、あれは除けよう

ということで、皆の合意の元で圃場整備には入りませんでした。ということで、ここは飛び地じゃないけど、はね除けになってますので、そういう意味で有効活用するために太陽光発電ということになったと思います。まあそう意味で、圃場整備には全然影響しておりませんことを報告いたします。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号4番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号5番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号12と13を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南西800mに位置する第三種農地です。位置は5条ー5で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。なお、申請地は現在耕作中ですが、今年の収穫を最後に耕作を終了する予定で、既に耕作者との調整は済んでいるとのことでした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、説明がありましたように、田植えがもう済んでおりました。市街地にも近い場所ですので、別に問題はないと思います。

南委員 私も問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第1号5番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第1号5番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号6番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号14と15を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東1.2kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー6で示しています。転用目的については、現場仮設事務所及び資材置場で、一時転用です。許可後令和7年4月30日までに原状回復する旨の誓約書も書面にて確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 問題ありません。

重森委員 別に問題はありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号6番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第1号6番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号16と17をご覧ください。今回は新規11筆、18,957㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の

通り。申請によれば農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月 1 日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第 2 号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第 2 号は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第 3 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 議案第 3 号については、ページ 18 から 43 に記載しておりますので、ご覧下さい。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法第 6 条に基づき、市町が今後の農業経営、およそ 10 年後の農業経営発展のために必要な基本事項を定めたものです。具体的には、農業経営基盤の強化の促進に関する指標、営農分類ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の利用集積目標等を定めることです。今回、農業経営基盤強化法の改正に伴い、策定する基本構想について、農業委員会及び農業協同組合に意見を求めるものとなっております。改正点の大まかな内容としては、前述しました法律の改正に伴い、町の基本構想の用語を一部修正、新規事項を追加するといったものです。改正点の概要につきましては、19 ページにございます。基本構想(案)の具体的な内容については、20 ページ以降に記載しておりますので、ご参照下さい。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 それでは、他に質疑がなければ議案第 3 号は『意見なし』とさせていた

だきます。

次に、「報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号44をご覧ください。届出地は、役場より南東1.3kmに位置する第二種農地です。位置は畑造-1で示しています。

届出地は、現在無断で畑地造成を行っている状態であり、追認で届出があったもので、届出書と併せて始末書の提出がありました。

事務局で現地を確認したところ、現地には碎石が敷いてある状況でした。その点について届出者に確認しましたが、届出地は地盤が緩いため、一時的に造成時のみ碎石を敷いているとのことで、造成が完了した後に、碎石は撤去するとのことです。

利用計画については果樹栽培ということで申請されています。以上です。

議長 それでは、ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 ここはかなり前から造成を行っておりました。この度正式に申請も出されて、なんとか畑作ができていますので、いいと思います。

重森委員 あ、ここね、結構建端が高いんですね。で、これ事業計画の図面等は出ますか。

事務局 基本的には、この面積広いんですけど、実際出来たときの有効面積っていうのは、小さくなります。重森委員がおっしゃるように高さがありますので、勾配は1:1.5とっており、林地開発などの他の法律とも合致しているので、その点は問題ないかなと思われます。ただ、安定勾配をとっているので、一番上の有効面積は自ずと小さくはなっている状況です。

重森委員 あ、図面が出ていればいいですが、あと、町道との絡みのところ

ね。今スポーツセンターですが、子供がおるから、安全管理などはどのようにするのか、そのへんはいかがですか。

事務局 そうですね、安全管理までは、農地法上ないんですが、今出ているものについては、あの道路加工承認等で、道路に擦り付ける高さ、それから、安全勾配をとっている、で、水路については1.5mの緩衝帯を設けている状況です。ただ、農地法上は問題ないと思うんですが、あの重森委員おっしゃるとおり、あそこは小学生とかも通るので、届出者に義務はないにしろ、そういう意見が農業委員会として出たということは、届出者に伝えようと思います。

議長 ではそういう形で、受理・承認としますので、よろしくお願いいたします。それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和5年第7回田布施町農業委員会総会を閉会します。